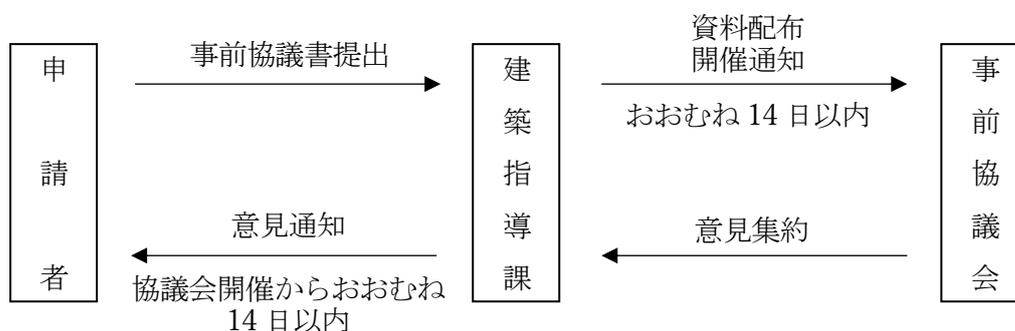


事前協議制度の手続きフロー



- ・事前協議会では、各種公共施設の管理者が出席のもと、申請者が開発計画について説明を行い、これに対し管理者から質問事項があれば質問の上、必要な意見を述べるという手順で進められます。
- ・事前協議会で管理者から出された意見については、建築指導課で取りまとめの上、申請者へ通知します。

※本協議会は市庁内の公共施設の管理者との協議を合同で行うものであり、市庁内以外の関係機関との協議は、別途個別に行ってください。

○事前協議書について

事前協議の申請は、事前協議書に必要事項を記入し以下の図面等を添付したものを、建築指導課が指示する部数提出してください。

- A) 公共施設一覧表
- B) 設計説明書
- C) 開発区域位置図（縮尺1/10,000以上）
- D) 現況図（縮尺1/1,000以上）
- E) 公図の写し（公図原本と等倍）
- F) 土地利用計画図（給水・排水の計画も記載）（縮尺1/500以上）
- G) 造成計画平面図（縮尺1/500以上）
- H) 造成計画縦横断面図（縦断面縮尺1/500以上、横断面縮尺1/250以上）
- I) 構造図（縮尺1/50以上）
- J) 水理計算書
- K) 現況写真